

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成20年2月
港 湾 局
海 事 局

1. 背景

(1) 埠頭保安規程の承認等の事務・権限の一部移管

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号。以下「SOLAS法」という。)に基づき、国際埠頭施設のうち専ら国際不定期旅客船に利用されるもの(以下「国際不定期旅客施設」という。)に係る埠頭保安規程の承認等の事務・権限については、現在、港湾施設所在地官庁(以下「地方整備局長」(北海道開発局長及び沖縄総合事務局長を含む。))という。)が所掌している。

しかしながら、我が国の国際海上輸送網として特に重要である特定重要港湾においては、国際不定期旅客船の乗客数や入港頻度も多く、背後地域のみならず広域的な経済活動を支えている港湾の特性に鑑み、国際不定期旅客施設の保安対策の一層の強化が重要となっている。また、実際に、こうした施設に侵入し、不法乗船を行う事案も発生しており、特定重要港湾における国際海上運送システムの安全性や信頼性の確保のためにも、全国的な視野に立った観点からの保安対策が必要である。このため、SOLAS法に基づく国際不定期旅客施設に係る埠頭保安規程の承認等の事務・権限のあり方を見直す必要がある。

(2) 立入検査に係る身分証明書の表記事項の追加

SOLAS法に基づく立入検査の際には、立入検査職員は身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととされている。立入検査に係る身分証明書は、不正の防止や業務の円滑な実施に寄与するものであり、船舶保安対策及び港湾保安対策において重要な役割を果たしているところである。

しかし、近年、身分証明書の不正入手等によるなりすまし事案が多数発生していることから、なりすましによる保安関係者以外の施設への侵入を防止するとともに、立入検査職員と船舶保安管理者及び埠頭保安管理者との相互の信頼を強化するため、表記事項に顔写真及び生年月日を記載する必要がある。

以上のことから、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則について所要の改正を行うこととする。

2. 概要

(1) 地方整備局長が所掌している国際不定期旅客施設のうち、特定重要港湾に設置されている施設に係る事務・権限については、国土交通大臣が所掌することとする。

(第53条第4項及び第56条第3項関係)

(2) 立入検査に係る身分証明書の表記事項に顔写真及び生年月日を追加することとする。

(第47条、第52条及び第64条関係)

3. 今後のスケジュール(予定)

公布日：平成20年4月中

施行日：平成20年4月中